運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

ニセコバスは安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指し、 PDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上に取組んでまいります。

- 1. 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2. 令和4年度 輸送の安全に関する目標 令和3年度 輸送の安全に関する目標と達成状況
- 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- 4. 輸送安全管理規程
- 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
- 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 9. 安全統括管理者に関する情報
- 10. 事業用自動車の運転者に関する情報
- 11. 運行管理者に関する情報
- 12. 整備管理者に関する情報
- 13. 事業用自動車に関する情報(貸切登録車両)

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平成22年度より【安全方針】を策定し、「安全最優先」の理念のもと、"より安全・安心なバスを目指して"日々改善を繰り返し、安全輸送の向上に取り組みを行っております。 平成27年度より【安全方針】に「人命尊重」の文言も新たに加え、「尊い人命を守り抜く」という姿勢をより一層明確化し、業務を遂行しております。

【安全方針】=セコバス株式会社

人命尊重·安全最優先

"より安全・安心なバスを目指して"

- 1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり社会的 使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送 の安全性の向上を図ります。
- 2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
- 3. 私たちは、**人命を尊重し、人身事故の絶滅**を図るため、次の2項目を 最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
 - 車外人身事故を無くすため、右左折時は一旦停止による安全確認を徹底します。
- ●車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らすため、お客様への声かけ等を徹底します。

令和3年6月21日

代表取辞役社長 伊藤 正道

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は「輸送の安全の確保が社会的使命であり、経営と密接不可分である」との考えのもと社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。 また、現場の安全に関する状況の把握の重要性を深く認識し、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、輸送の安全の確保に全力を尽くします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し不断に 見直すことにより、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。 また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 令和4年度 輸送の安全に関する目標

『総合安全プラン2021』に基づく目標

- 1. 交通事故死者数ゼロ
- 2. 踏切事故ゼロを継続
- 3. 飲酒運転ゼロ
- 4. 危険ドラッグ等 薬物使用による運行絶無

令和4年度 事故防止重点目標

- 1. 人身事故 有責事故件数 0件 非責事故件数 ゼロを継続
- 2. 有責事故 事故件数 前年比10%減少 (1件→1件)
- 3. 踏切事故ゼロを継続

最重点取組み実施2項目

- ●交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- ●車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らす

令和3年度 輸送の安全に関する目標と達成状況

	目	標		達成状況
1. 人身事故 7	有責事故件数 非責事故件数			有責人身事故、非責人身事故件数と もにゼロを継続しており目標を達成 しました。
2. 有責事故 📱	事故件数 前	前年比10%減少	(1件→1件)	前年比10%減少目標を達成しま した。
3. 踏切事故ゼロ	口を継続			ゼロを継続しており目標を達成し ました。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和3年度、国土交通省へ報告した事故件数は9件でした。その内訳は以下の通りです。

項目	件 数
1. 第2条第1号(転覆・転落・火災・踏切)	0件
2. 第2条第2号(10台以上の衝突・接触)	0 件
3. 第2条第3号(死者・重傷者)	0 件
4. 第2条第4号(十人以上の負傷者)	0 件
5. 第2条第7号(操縦装置・扉の開閉不適切)	0 件
6. 第2条第9号(疾病による運行中止)	0 件
7. 第2条第11号(車両故障)	9件
8. 第2条第15号(特別な報告)	0 件
※第2条第5~6号、8号、10号、12~14号	0 件

4. 輸送安全管理規程

別紙のとおり国土交通省に届出しています。

別 紙 (1)

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた主な措置(令和3年度)

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全統括管理者より安全最優先の意識を高めるとともに、安全方針を毎日乗務前点呼で 復唱する等、輸送の安全性の向上を図っております。

(2) 安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの追加導入により構成比率を高めるとともに、詳細な映像データを収集して、事故防止教育の充実に役立てております。また、平成25年9月より、遠隔地における点呼執行時のアルコール検査の際にiPadを利用したネット通話を併用し、画面により乗務員本人が検査を行っていることが確認できる状態で実施しております。

(3) 情報の共有

事故情報のみではなく、事件情報や車両故障情報、苦情等についても各営業所に配布して情報の共有を図ることにより、安全意識の高揚を図りました。

(4) 添乗指導·街頭指導

管理者が毎月バスに乗車して安全運転指導を実施しているとともに、交差点や一時停止 箇所等の街頭に立ち安全運転と法令遵守が適切に実施されているかどうかを確認しました。

(5) 健康管理の充実

年2回、定期健康診断を実施しているとともに、有所見者は速やかに再検査を実施し、 結果に基づく指導を徹底しました。また、睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を 実施致しました。

(6) 運転適性診断による指導体制の強化

運転適性診断の受診を平成26年度より3年に1回から2年に1回に変更し、これまで以上にこまめで充実した指導体制の強化に努めました。

(7) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

令和3年4月に貸切バス事業者安全性評価認定制度の更新申請を行い、安全性に対する 取組状況が優れている事業者として、最高の三ツ星を取得しております。

- (8) 運輸安全マネジメント評価(北海道運輸局) (直近5年間) 直近5年間に評価は受けておりません。(平成27年11月が直近)
- (9) 運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況(直近3年間) 自動車事故対策機構主催のセミナーを計2名が受講しております。

輸送の安全のために講じようとする主な措置(令和4年度予定)

令和3年度の取組みを継続して実施するとともに、以下の取組みを予定しております。

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全方針や事故防止目標等を全社員に対し、アンケート調査等を実施することにより浸 透状況を把握するとともに、法令遵守を徹底して輸送の安全性の向上を図ります。

(2) 最重点取組み実施2項目の再徹底

人命を輸送している企業としてのあるべき姿をより一層明確にするため、平成27年より 【安全方針】に「人命尊重」の文言を新たに加えました。人身事故根絶のため、平成25 年度から取り組んでおります

- ●交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- ●車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らす

の最重点取組み実施2項目については、お客様や地域の皆様の人命を守り抜くという 固い決意を全社員が一丸となって共有し、引き続き取り組みを強化して参ります。

(3) 安全教育・安全設備の充実

現在導入しているドライブレコーダーの搭載比率を更に高め、事故防止及びサービス向上 等の教育の充実に役立てます。

(4) 教育・研修の充実

災害や事故発生等を想定した訓練を実施するとともに、乗務員には具体的な実地研修を 多く実施することにより、効果的に安全意識の向上を図ります。

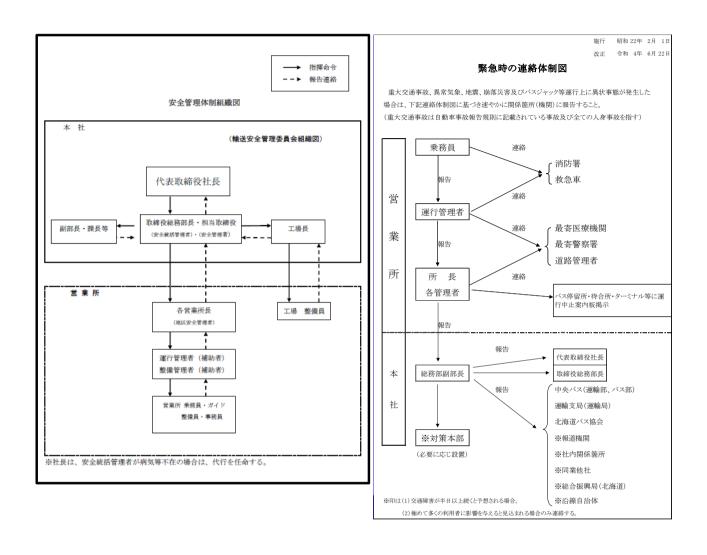
(5) 情報の共有

ヒヤリハットや事故情報、車両故障情報等を継続的に各営業所に配布して共有することにより、安全意識の高揚を図ります。

(6) 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、「軽井沢スキーバス事故対策 検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」 がとりまとめられ、その対策に伴う法改正に合わせて順次実施・対応しております。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組状況	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
	春の事故防止・サービス向上強化運動 (4/6~25)	箇所長会議(4/1)	春の全国交通安全運動(4/6~15)
4	最重点取組2項目添乗調査強化期間①(4/6~25)	春期営業所常会	
	乗務員無事故表彰(4/9)		
			貸切バス事業者講習会 (5/18)
5			
6	厳正点呼強化月間(6/1~30)	箇所長会議 (6/22)	シートベルト着用強化旬間(6/21~6/30)
	厳正点呼強化営業所巡回 (6/10・16)	乗務員危険予知訓練【ニセコ】	運行管理者一般講習(6/17)
	車内事故キャンペーン (7/1~31)	箇所長会議 (7/20)	夏の交通安全運動(7/13~22)
7	最重点取組2項目添乗調査強化期間②(7/1~31)	実地訓練【ニセコ】 (7/14・15・20)	運行管理者一般講習(7/11)
		実地訓練【小樽】 (7/24~29)	運輸安全マネジメントガイドラインセミナー (7/26)
8	経路逸脱ゼロ強化月間(8/1~31)	箇所長会議 (8/20)	運行管理者一般講習(8/12)
		乗務員危険予知訓練【小樽】	
	交差点事故防止強化月間(9/1~9/30)	箇所長会議 (9/21)	秋の全国交通安全運動(9/21~30)
9	第1回輸送安全管理委員会(9/21)	踏切教習【ニセコ】 (9/16・21・22・28)	飲酒運転防止週間 (9/21~30)
		実地訓練【岩内】 (9/18~20)	運輸安全マネジメント内部監査セミナー (9/8)
		交差点実技訓練【小樽】(9/26・29)	
	グループ輸送安全事務局会議 (10/11)	箇所長会議(10/20)	
10	グループ輸送安全管理委員会 (10/25)	班長会議(10/11)	
		秋期営業所常会	
		箇所長会議(11/19)	初冬期事故防止旬間(11/1~10)
11			冬の交通安全運動(11/13~22)
		Adams I A silv.	運行管理者基礎講習(11/12~14)
12	冬の事故防止・サービス向上強化運動 (12/10~1/10)	箇所長会議(12/20)	年末年始安全総点検(12/10~1/10)
	最重点取組2項目添乗調査強化期間③(12/10~1/10)		
	安全統括管理者営業所巡回(12/22)		
			防災マネジメントセミナー (1/31)
1			
	欠取海船おったルロ (0/4 0/20)	営売目会議 (9/90)	
2	経路逸脱ゼロ強化月間 (2/1~2/29)	箇所長会議(2/28)	
	輸送の安全に関する内部監査 (2/7~10) 日体無事性事影 【-セコ】 (2/12)		
	団体無事故表彰【ニセコ】 (2/12) 第2回輸送安全管理委員会 (3/30)	和長 今 諾 (9/17)	
3	第2回輸送女主官理委員会 (3/30) グループ輸送安全事務局会議 (3/22)	班長会議(3/17)	
	グループ輸送安全事務/ グループ輸送安全管理委員会 (3/28)		
	グルーノ 制达女主官理会員会(3/28)		

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和4年2月に北海道中央バス内部監査室による内部監査を実施いたしました。 監査内容については、「安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・ 維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守 され徹底が図られているかについて確認しました。その結果、安全管理体制の有効性及び適 合性において概ね適正であることを把握しました。

9. 安全統括管理者に関する情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

###た たかし 選任年月日 令和2年5月21日 常務取締役 尾 形 崇 士

10. 事業用自動車の運転者に関する情報 令和4年4月1日現在

- ①正規雇用の運転者の人数:42名
- ②正規雇用以外の運転者の人数:6名
- ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数:全運転者加入
- ④平均勤続年数:10年0ヶ月
- ⑤平均給与月額の水準: A (北海道の営業用バス正規雇用運転者の平均給与月額と比較)

11. 運行管理者に関する情報(貸切対応 3営業所) 令和4年4月1日現在

- ①運行管理者の人数:11名 ②運行管理者補助者の人数:6名 上記それぞれについて、他の業務(運転者等)と兼職している人数
- ①運行管理者のうち、兼職人数 2名 ②運行管理者補助者のうち、兼職人数 6名

12. 整備管理者に関する情報(貸切対応 3営業所) 令和4年4月1日現在

- ①整備管理者の人数:7名 ②整備管理者補助者の人数:9名 上記それぞれについて、他の業務(運転者等)と兼職している人数
- ①整備管理者のうち、兼職人数 4名 ②整備管理者補助者のうち、兼職人数 9名

13. 事業用自動車に関する情報(貸切登録車両) 令和4年4月1日現在

(1)貸切保有車両数 計29両 ①大型23両 ②中型5両 ③小型1両

(2) 車齢 ①大型 最新:4年 最古:23年 平均:15年5か月

②中型 最新:12年 最古:19年 平均: 14年10か月

③小型 最新:19年 最古:19年 平均:19年9か月

(3) H29.12.1施行基準のドライブレコーダーの搭載台数

①大型23両 ②中型5両 ③小型1両

(4) デジタル式運行記録計搭載車両台数

①大型23両 ②中型4両 ③小型0両

(5) ASV搭載車両台数 ①大型3両 ②中型0両 ③小型0両

(6) 主な運行の態様 観光輸送(昼間・夜間)、学校・企業等送迎

(7) 任意保険の加入状況 対人保険:無制限 対物保険:500万円